

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する 相談窓口一覧

### 【 ホームページ 】

- 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策特設サイト
  - ・ 県民の皆様へ ・ 事業者の皆様へ 等 (別紙)
- 法務省行政相談センター「きくみみ宮崎」

### 【 電話相談窓口 ～ 感染の疑い、予防等 】

新型コロナウイルス感染症健康相談センター

TEL 0985-78-5670 受付:毎日 24 時間対応

### 【 電話相談窓口 ～ 人権・心のケア 】

- 宮崎県人権啓発センター人権相談  
TEL 0985-26-0238 受付:平日 午前 9:00～ 午後 5:00
- 宮崎県精神保健福祉センター  
TEL 0985-27-5663 受付:平日 午前 8:30～ 午後 5:15
- みんなの人権 110 番(全国共通人権相談ダイヤル)  
TEL 0570-003-110 受付:平日 午前 8:30～ 午後 5:15
- 子どもの人権 110  
TEL 0120-007-110 受付:平日 午前 8:30～ 午後 5:15
- 宮崎地方法務局日南支局  
TEL 0987-25-9125 受付: 火・水・木の 3 日間

### 【 電話相談窓口 ～ 労働相談 】

- 宮崎労働局特別相談窓口  
TEL 0985-38-8821 受付:平日 午前 8:30～ 午後 5:15
- 宮崎県中小企業労働相談所  
TEL 0985-44-2618

**STOP!**  
**コロナ差別**

**新型コロナウイルスに  
感染された方への思いやいを!**

- 差別、偏見、いじめを許さない
- 正しい情報に基づく冷静な行動を

# STOP! コロナ差別

## ～オールみやざき共同宣言～

私たちが闘っているのは「人」ではなく「ウイルス」です。  
私たちは、感染した方々に思いやりと優しさを、また、  
医療従事者をはじめ、ウイルスと闘うすべての方々に  
感謝とエールをおくりながら、県民が心を一つにして  
差別や誹謗中傷のない宮崎県づくりに取り組むことを  
宣言します。

- 私たちは、感染した方々や、その御家族などへの差別や誹謗中傷は絶対に許しません。
- 私たちは、最前線で治療や社会生活の維持にあたる医療従事者や関係者の方々に心から感謝し、エールをおくります。
- 私たちは、お互いを思いやる心と優しさを忘れずに、新型コロナウイルス禍の困難な状況乗り越えていきます。



## 新型コロナウイルス感染症に伴う相談窓口のご案内

～県民の皆様へ～

※詳細は、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策特設サイトを御覧ください。

👉クリックすると詳細な内容を御覧いただけます。

宮崎県

対象者	支援の名称	相談窓口
感染の疑い、予防等	新型コロナウイルス感染症に関する健康相談 ・息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状がある。 ・発熱や咳などの軽い症状が続いている。 ・新型コロナウイルス感染症ではないかと不安だ。 ・感染予防など一般的な質問をしたい。	新型コロナウイルス感染症健康相談センター 0985-78-5670(毎日24時間対応) 聴覚に障がいのある方など、電話での御相談が難しい場合 ファクス:0985-44-2616
心のケアの相談窓口 (感染症に関する不安、差別など)	新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな心の悩みの相談 ・感染症の影響で誹謗中傷を受けている ・休校等の影響により、子育てにストレスを感じている など	宮崎県精神保健福祉センター 0985-27-5663 (8:30～17:15 土日、祝日除く)
心のケア・人権相談窓口 (感染症に関する不安、差別など)	新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな心の悩みや人権に関する相談 ・休校等の影響により、子育てにストレスを感じている ・感染症の影響で誹謗中傷を受けている など	みんなの人権110番(全国共通人権ダイヤル) 0570-003-110 (8:30～17:15 土日、祝日除く)  子どもの人権110番 0120-007-110 (8:30～17:15 土日、祝日除く)  宮崎県人権啓発センター人権相談 0985-26-0238 (9:00～17:00 土日、祝日除く)
労働相談窓口	新型コロナウイルス感染症に起因する労働問題に関する相談 急に給料が減額されたり、支払ってもらえなくなった など	宮崎県中小企業労働相談所 0985-44-2618 (労働相談専用ダイヤル)  宮崎労働局特別相談窓口 0985-38-8821 (8:30～17:15 土日、祝日除く)
夜間自殺予防 電話相談	死にたいほど辛い気持ちをお持ちの県民の方ご本人からのご相談に応じています。	NPO法人宮崎自殺防止センター 0985-77-9090 (月・水・金・日 20:00～23:00)  ライフネット宮崎 0985-28-2555 (火・木・土 19:00～23:00)  NPO法人宮崎いのちの電話365日 0570-783-556 (月・水・金・日 21:00～4:00 火・木・土 18:00～4:00)
文化芸術活動等の 相談	新型コロナウイルス感染症に関する文化芸術活動等の相談	アーツカウンシルみやざき ((公財)宮崎県芸術文化協会内) 0985-31-1150 (8:30～17:15 土日、祝日除く)
外国人相談窓口	新型コロナウイルス感染症に関する問題も含め、外国人住民の生活全般に関する相談 ・日本語以外の言語で相談対応をお願いしたい など	みやざき外国人サポートセンター 0985-41-5901 (火～土 10:00～19:00 祝日除く)

相談窓口

## 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内 ～県民の皆様へ～

※詳細は、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策特設サイトを御覧ください。

宮崎県

	対象者	支援の名称	支援の内容	相談窓口
給付	子育て世代の方	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当受給世帯に対して子ども1人当たり1万円	各市町村担当課
	低所得のひとり親世帯の方	ひとり親世帯臨時特別給付金	児童扶養手当受給世帯等に対して5万円(第2子以降は+3万円)さらに、収入減の場合+5万円	各市町村担当課 ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター 0120-400-903 (9:00～18:00 土日、祝日除く)
	休業期間中、賃金が支払われない方	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	中小企業で働く従業員の方に対して、月額最大33万円を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日 8:30～20:00, 休日 8:30～17:15)
	休業による収入減で住居を失うおそれのある方	住居確保給付金	原則3か月 最長9か月家賃相当額を支給	お住まいの地域の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-235-572
	国保に加入されている被用者のうち感染した方(感染が疑われる方も含む)	傷病手当金	傷病手当金の支給	各市町村担当課
	休校で子どもの世話をを行うために仕事ができなくなった方(委託を受けて個人で仕事をする方)	小学校休業等対応支援金	令和2年2月27日から3月31日まで4,100円×就業できなかった日数 令和2年4月1日から9月30日まで7,500円×就業できなかった日数	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金センター 0120-60-3999(毎日 9:00～21:00)
	臨時休園等した特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者	特定教育・保育施設の利用者負担額の減免	利用者負担額について、日割り計算により減免。 ※3号認定こどもの教育・保育給付認定保護者の属する階層に係る子ども・子育て支援法施行令第4条に定める額×その月の臨時休園等の日を除く開所日数÷25	各市町村担当課
貸付	アルバイト収入減で学業継続が厳しい方	学生支援緊急給付金	大学・短大・高専・専門学校生等1人当たり20万円(住民税非課税世帯)10万円(上記以外)	各大学等の学生課等の窓口まで
	収入減で生活が苦しい方	緊急小口資金・総合支援資金	・緊急小口資金 20万円以内 ・総合支援資金 (2人以上) 月20万円以内(単身) 月15万円以内 ※原則3月以内	市町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999 (毎日 9:00～21:00) 全国の労働金庫や指定郵便局でも申請受付
	要件を満たす中小企業にお勤めの方	宮崎県中小企業勤労者支援融資制度	教育資金 限度額500万円(固定金利・年利 1.3%) 生活資金 限度額100万円(固定金利・年利 2.9%)	県内の九州労働金庫各支店の窓口
猶予・減免	収入減で保険料が支払えない方	国民健康保険料等の減免	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等を減免	各市町村担当課
	生活が苦しくて、税金や公共料金等が払えない方	納税猶予や公共料金等の支払の猶予	一定の要件を満たす場合 国税・県税・市町村税の納税を猶予 電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払いを猶予	(国税)国税局猶予相談センター (県税)各県税・総務事務所 (市町村税)各市町村担当窓口 (社会保険料)管轄の年金事務所、宮崎労働局 (上下水道)各市町村担当課 (各種公共料金)各事業所まで
	県営住宅にお住まいの方で、家賃等の支払が困難な方	県営住宅の家賃等減免制度について	基準を満たす入居者の方については、減免制度により家賃や駐車場使用料を減額	お近くの県宅地建物取引業協会 (宮崎市・西都市・東諸県郡・児湯郡) 0985-22-8141 (都城市・日南市・串間市・小林市・えびの市・北諸県郡) 0986-36-4630 (延岡市・日向市・東臼杵郡・西臼杵郡) 0982-29-2032
	解雇等により住居から退去等を余儀なくされる方	県営住宅の提供(原則6ヶ月以内)	敷金無料 公営住宅法による最低家賃額(入居から6ヶ月は、最低家賃額の半額) ※具体的な額については、相談窓口までお問い合わせください。	宮崎県県土整備部建築住宅課 公営住宅担当 0985-26-7196 (8:30～17:15 土日、祝日除く)  (裏面も御覧ください。)